

宇宙救助返還について 論点整理（たたき台）

平成 21 年 5 月 25 日
宇宙開発戦略本部事務局

このたたき台は、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ第1回会合資料6「当面の検討課題について」において提示した「Ⅱ. 宇宙活動に関する法制の整備に係る検討事項」中、宇宙救助返還に関連する論点について具体的な検討の方向性を御議論いただくために提示するものである。

1. 宇宙救助返還協定に係る義務の履行について

(1) 国における義務の履行について

国が宇宙救助返還協定に基づく義務を履行するためには、国内関係機関相互の連絡連携体制の構築や打上げ国等との間の国際交渉等が必要と考えられるが、これらに関しては、同協定に基づく義務の履行を担保するための新規立法は必要ないと考えられる。

また、外国の宇宙飛行士や宇宙物体に対して国内法が適用される場合についても、特段国内法の改正が必要不可欠な事項はないと考えられる。

(2) 宇宙活動法が適用される非政府団体の宇宙活動に係る義務の履行について

国が「打上げ機関」（宇宙救助返還協定第6条）として宇宙救助返還協定に基づく義務を確実に履行するためには宇宙活動法が適用される非政府団体に対して当該非政府団体の宇宙活動の結果落下した宇宙物体に関する情報を国に提供する義務や、当該宇宙物体の回収のための措置等に関する義務を定めるべきである。

2. 宇宙救助返還に係る費用負担のあり方について

(1) 国から非政府団体へ求償

国が、非政府団体の宇宙活動に伴い落下した宇宙物体の回収・返還等に係る費用を負担した場合、費用負担の原因を生じさせた当該非政府団体に対して、国の求償権を定めることを検討することが必要ではないか。

(2) 外国の宇宙飛行士の救助・送還、宇宙物体等の回収・返還

外国の宇宙飛行士の救助に関し、宇宙救助返還協定では当該宇宙飛行士の救助・送還に要した費用をどの主体が負担するかということについて規定されていない。しかし、人命救助及び送還については、人道的見地から行うものであり、救助活動を行った国（又は地方公共団体）が費用を負担することが適当であると考えられる。この観点から、非政府団体に何らかの義務を課すような国内法の整備は必要ないと考えられる。

外国の宇宙物体等の回収・返還については、宇宙救助返還協定第 5 条 5 において、当該宇宙物体等の打上げ機関が回収・返還に要した費用を負担することとされている。国が回収・返還を行う場合は、宇宙物体の打上げ機関（国又は国際機関）に対し費用を請求することで問題は解決できると考えられる。

3. 宇宙救助返還に係る制度を所管する行政機関について

- ✓ 宇宙救助返還に関する制度については、内閣府が中心となって、外務省等関係機関と協力して運用すべきである。

以 上